

多様性と平等を促進する： 差別の根本原因に取り組む義務

詳しく知りたい方は、[ここをクリック](#)
(p.244~258)。

国際法上の義務

国家は、偏見、スティグマ、固定観念と闘い、かつ差別を引き起こし、または永続させる社会的・文化的規範を修正するという積極的/ 事前的な義務があります。

具体的な措置

そうした義務を果たすための具体的な措置として以下のものが含まれます↓



公共生活への参加と代表性

権利保持者のエンパワメントと参加を促進すること。



制度における多様性と平等な代表

直接的・間接的な参加に対する差別的障壁を撤廃することやポジティブアクションなどを通して、制度における多様性と平等な代表の促進すること。



教育

偏見、固定観念、スティグマに挑戦し、かつ教育を通して多様性、包摂および平等を促進すること。



メディアと意識啓発

主流メディアとソーシャルメディアを含むメディアを通して、そしてより広範な啓発行動によって、一般市民の見解に影響を与えること。



研修と啓発

公務員を含む個人に対し、平等と無差別に関する法原則、ならびに権利保持者の状況と経験に関して研修を行うこと。

＊国家が義務を充足し、差別を撤廃して参加の平等を確保するというコミットメントを守るのであれば、以下の努力も必要です：

- ・異なる特徴、地位そして信念を持つ個人および集団の間の理解を促進するための努力
- ・より平等で多様な経済と社会であるほどすべてのひつに利益をもたらすことを実証するための努力